

学校いじめ防止基本方針

吉田町立吉田中学校

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を要求される。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめの理解

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

加えて、傍観者として周りで見ても見ぬふりをしている生徒等の存在も認識しておかなければならない。

(3) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめを受けた生徒は、心身共に傷つき、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。従って本校では、いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない卑劣な行為であること、いじめはどの生徒にもどこでも起こりうること、という認識のもと、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むこととする。また、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していくことも、必要である。

2 いじめの防止等のための基本的な対策

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 本校の重点目標「自ら考え 判断し 磨き合う」を達成するために、「学力づくり部・特別活動部・生徒指導部」の3部が掲げる目指す生徒像「自ら進んで学ぶ生徒」「心豊かで、他人の気持ちを察することができる生徒」「人のために動ける生徒」「自分に厳しく、自ら鍛える生徒」に近づくように、生徒が人と関わることの喜びを大切に、互いに相手を尊重する心配りができる集団づくりを目指す。

- (イ) 生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（他者意識）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むために、生徒に寄り添い自己肯定感の高まるポジティブフォーカスとボイスシャワーを心がける。自分も認めてもらっている、大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考える。
- (ウ) 思いやりなどの豊かな心の育成や、自己を見つめ、人としてよりよい生き方を考える力を育成するために、教育活動全体を通じて道徳教育や総合的な学習時間等の探究的な学びの充実を図る。
- (エ) 生徒の学校生活で一番長いのは授業の時間であり、授業が生徒にとってストレスになっていないか、生徒のストレスを高めていないかを常に意識しながら、「わかる・できる授業」づくりを進める。また全ての生徒が参加し、活躍できる授業を心掛ける。公開授業は、教科の観点からだけでなく、子供理解（生徒指導）の観点からも互いの授業を参考にし合う。
- (オ) 生徒がいじめについて自主的に考えることができるような学級活動や生徒会活動を設定し、その活動を支援する。また、必要に応じて「いじめ撲滅全校・学年集会」等を開き、職員、生徒共にいじめ防止に対する理解を深める。
- (カ) 保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。
- (キ) 障害や困り感を抱える生徒が周囲の生徒等に十分に理解されず、いじめの被害を受けないよう、全ての生徒等が互いの特性（違い）を理解し合い、互いに伸びていこうとする集団づくりを行う。

イ 学校におけるいじめの早期発見

- (ア) いじめ相談体制
 - ・学校生活アンケート 年3回（毎学期1回）
 - ・生徒対象教育相談 年2回
 - ・生徒、保護者対象三者面談 年2回
 - ・生徒が毎日記録している日記ノートを学級担任は点検し、日々の生徒の心の内を知っていく。
- (イ) 生徒に寄り添う生徒指導

いじめを受けた生徒（以下、被害生徒）は、被害の事実を外に漏らすことが少なく、いじめを行う生徒（以下、加害生徒）は、第三者に発見されないように巧妙にいじめを行うケースが多いため、生徒に寄り添い情報の収集を図るとともに、生徒の心の動きを読み取る感性を磨き、早期発見に努める。
- (ウ) ネットいじめに対する対策

生徒及び保護者を対象に、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、携帯電話、SNSの正しい使い方ならびに情報モラルに関する情報提供または研修を実施する。

ウ 学校におけるいじめの対応

- (ア) 当該生徒の担任は、学年部を中心に情報収集を行う。
- (イ) 学校いじめ対策委員会（「生徒指導部会」と兼務）で対応策を考え、実践する。
- (ウ) 必要に応じて教育委員会に相談し、支援を求める。

学校いじめ対策委員会（「生徒指導部会」と兼務）とは
いじめ防止等の対策のための中核となる常設の組織

<構成員> 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援CO
学年担当（学年副主任）、スクールカウンセラー(SC)
スクールソーシャルワーカー(SSW)、特別支援学級主任、通級指導担当者
※（必要に応じて）吉田町教育委員会事務局生徒指導担当

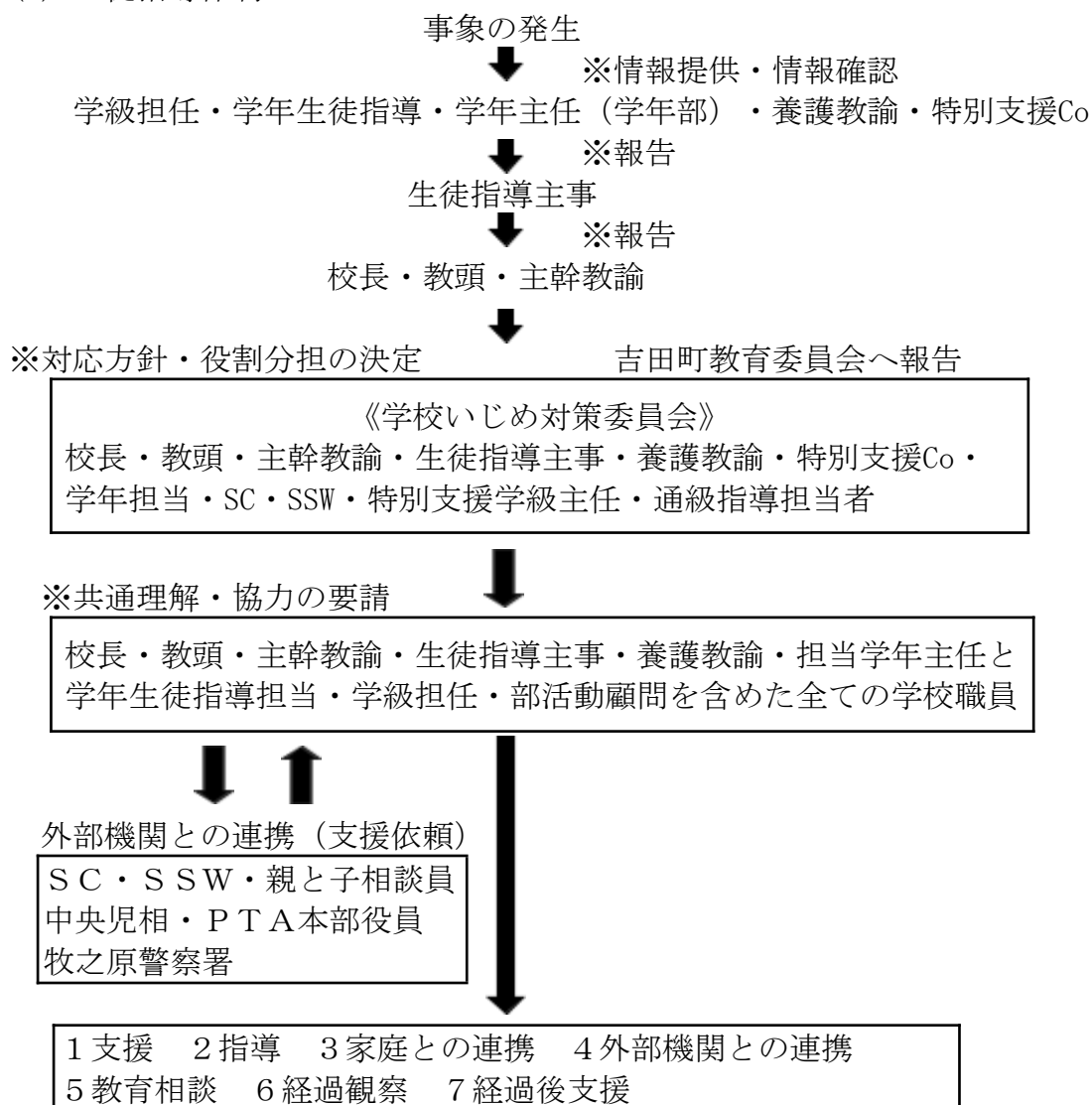
<活動内容> ・いじめの情報収集
・いじめの防止に対する企画立案
・いじめ事案への対応協議

<開催日> 週1回を基本とするが、いじめ事案発生時は緊急会議を開いて
対応を協議する。緊急会議は、会議の開催を優先するため、学校
外の構成員が参加しないこともある。そのような場合は、会議後
速やかに学校外の構成員と連絡をとり情報の共有を図るととも
に、事案に対する意見を伺う。緊急会議には、必要に応じて学年
主任や学級担任等の関係職員も参加する。

(2) いじめの防止等に対する措置

- ア いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。
- イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、上記組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家（SC、SSW、子どもと親の相談員）の協力を得て、被害生徒とその保護者に対する支援及び、加害生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ウ 被害生徒が安心して教育を受けられるようにする必要があるときは、保護者との連携のもと、加害生徒を、ある一定期間、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、特別な指導措置を双方の保護者了解のもと講ずる。また、吉田町教育委員会への出席停止の具申も行う。
- エ 被害生徒の保護者と、加害生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、定期的、継続的に保護者と情報を共有するなど必要な措置を講ずる。その際、被害生徒及び保護者の意向や心情を尊重して対応するが、学校は、被害生徒と加害生徒の関係改善と学習保障（教室復帰）を目標として対応する。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等に相談し、連携して対応する。

(3) 生徒指導体制



(4) 重大事態への対処

ア 重大事態とは

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（30日を目安）、学校を欠席しているとき、又は、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ・生徒や保護者から、いじめが重大事態に至っていると申し立てがあったとき。

イ 重大事態についての調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに吉田町教育委員会に報告する。
- ・教育委員会との連携のもと、対策のための組織を設置して、事態への対処や同様の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。

ウ 情報の提供

- ・被害生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。

エ いじめに対する措置

- ・教育委員会の指導を受けて校内において前述（(3) 生徒指導体制）において対応する。

3 いじめ解消について

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが、被害生徒及びその保護者に対する面談等により確認されていること

4 いじめ防止等のための本年度の取組（特に力を入れること）

- (1) 生徒指導部会における情報交換
各学級担任がクラスの問題行動・不登校生徒・配慮を要する生徒・気になる生徒等を共有フォルダー内の生徒指導ファイルに毎週入力し、学年副主任が生徒指導部会で報告する。様々な立場（養護教諭・通級指導担当・SC・SSW等）からの助言を指導に生かす。また、検討された意見を全職員が情報を共有する。
- (2) 生活アンケート（グーグルフォーム）・三者面談の実施
年3回（毎学期1回）に全生徒対象に、オンラインによる教育相談アンケートを実施し、その後、全校生徒と学級担任が話す機会をもつ。このこととは別に、生徒・保護者・学級担任とで三者面談（年2回）を実施し、生徒や保護者と情報共有の場を設定する。
- (3) スクールカウンセラー等の積極的な活用
教師には打ち明けられないことも、スクールカウンセラー等には話せる場合がある。学級担任が察知した生徒の悩みや心配事をカウンセラー等につなぎ、生徒の心の内の声を聞く。
- (4) 教師が知っておきたい子どもの自殺予防の冊子の配布と啓発
子どもの自殺のピークが2学期始業式の日であることを、教師が認識するために、文科省から出されている冊子等を配付する。
- (5) 教師の生徒理解力の向上
「子どもたちの笑顔のために」（静岡県教育委員会義務教育課発行）のリーフレットを配付し、意識の啓発を図る。
- (6) 生徒が相談できる窓口の拡大
生徒用「24時間子どもSOSダイヤル」「若者こころの悩み相談窓口」を夏休み前に配布する。

平成26年4月策定
平成28年2月一部改定
平成29年2月一部改定
平成30年7月一部改定
令和3年7月一部改定
令和4年7月一部改定
令和7年11月一部改定

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている
（いじめ法第28条第1項）